

苫小牧市立小・中学校通学区域外通学児童・生徒取扱要綱

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、苫小牧市教育委員会が所管する市立小・中学校に通学区域外から通学する児童・生徒の取り扱いについて定めることを目的とする。

(通学区域外通学の許可)

- 第 2 条 苫小牧市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は地理的及び児童・生徒の身体的また精神的理由などにより、指定された小・中学校に通学することが児童・生徒若しくはその保護者に対して、著しく過重な負担となることが客観的に予想される場合には、通学区域外通学を許可することができる。

(許可の申請)

- 第 3 条 学校教育法施行令（以下「施行令」という。）第 8 条の規定に基づき、前条の許可を受けようとする就学予定者及び児童・生徒の保護者は、通学区域外通学許可申請書（以下「申請書」という。）（様式第 1 号）を通学を希望する苫小牧市立小・中学校長（以下「校長」という。）を経由して教育長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の申請書を教育長に提出するときは、通学区域外通学児童・生徒に関する学校長所見書（様式第 2 号）を添付しなければならない。
- 3 前項の規定は、就学予定者については適用しない。

(添付書類)

- 第 4 条 保護者は、前条の申請書を提出するときは、その事実を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(申請書の審査)

- 第 5 条 教育長は、第 3 条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその実情を調査しなければならない。

(許可の決定)

第 6 条 教育長は、前条の調査により保護者の申し立てを相当と認めた場合には、通学区域外通学を許可するものとする。

2 前項の許可には、1年を超えない範囲内の有効期間、その他必要な条件を付けることができる。

(通学区域外通学児童・生徒の報告)

第 7 条 校長は、在学児童・生徒の住所を常に把握するとともに、通学区域外通学している児童・生徒を教育長に報告しなければならない。

(転学の督促)

第 8 条 教育長は、前条の報告及び施行令第4条の規定に基づく市長からの通知等により、許可をうけないで通学区域外通学をしている児童・生徒がいたときは、保護者に対し転学の督促をするものとする。

(学籍の移管)

第 9 条 教育長は、前条の督促をしたにもかかわらず、相当の期間を経ても応じない時は、指定校に児童・生徒の学籍を移管するものとする。

(補 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

苫小牧市立小・中学校通学区域外通学児童・生徒取扱要綱第2条の規定により、教育長が通学区域外通学を許可する場合の基準については、下記のとおりとする。

記

- 1 身体的また精神的理由などにより、指定校への通学及び指定校での学習が困難なとき。
- 2 指定校が遠隔地のため、指定校への通学が困難なとき。（特認地域）
- 3 近く住所変更が確定していて、変更予定地の指定校を希望するとき。
この場合は、別途「就学指定校変更願い」が必要です。
- 4 小学校の児童で、保護者が共働き等で帰宅後の保護が不可能なため、留守家庭児童会又は親戚等に預けるとき。
- 5 職場（自営業）と住宅が分離し、事実上生活の本拠が住宅にないとき。
- 6 学期末近くに転居し、短期間に限り従前校への通学を希望するとき。
- 7 小学校6年生において転居し、従前校への通学を希望するとき。
- 8 中学校3年生において転居し、従前校への通学を希望するとき。
- 9 その他児童・生徒又は保護者に対し、著しく過重な負担となる事が客観的に予測されるとき。

苫小牧市立小・中学校通学区域外通学児童・生徒取扱要綱第4条の規定により、保護者が申請書を提出する場合の添付書類の取り扱いについては、下記のとおりとする。

記

- 1 身体的・精神的理由のとき。
 - (1) 医師の診断書。
 - (2) その他事実を証するに足る書類。
- 2 住所変更によるとき。
 - (1) 工事請負契約書又は建築確認申請許可書の写。
 - (2) 家屋の賃貸借契約書の写。
 - (3) 住民票の写。
 - (4) その他事実を証するに足る書類。
- 3 保護者が共働きで帰宅後の保護が不可能なとき。
 - (1) 保護者の勤務先証明書又は営業証明書。
 - (2) 預け先の保護証明書。
 - (3) その他事実を証するに足る書類。
- 4 職場と住宅が分離し、事実上生活の本拠が住宅にないとき。
 - (1) 保護者の勤務先証明書又は営業証明書。
 - (2) 家賃の賃貸借契約書又は建物登記簿の写。
 - (3) その他事実を証するに足る書類。
- 5 児童・生徒又は保護者に対し、著しく過重な負担となることが客観的に予測されるとき。
 - (1) 事実を証するに足る書類。